

7月

協働事業 提案 強化月間

【募集期間】

令和8年

7/1-7/31
水 金

一斉協議の場：8月27日(木)

岐阜市では多様な市民ニーズや社会課題の解決にむけ、公共サービスをよりきめ細やかに、かつ効率的・効果的に実施するため、「NPOとの協働事業推進のためのガイドライン」に基づき、NPO・岐阜市からの協働事業の提案・呼びかけ、協議を随時実施しています。7月を「協働事業強化月間」として位置づけ、協働事業の提案・呼びかけと協議を集中的に行うこととし、NPOの皆さま及び岐阜市から、協働事業の提案を募集します。

みなさんからの
公益的な活動、
事業の提案を
集中して
募集します!!

特定分野の
専門性や
ノウハウを
必要とする
事業

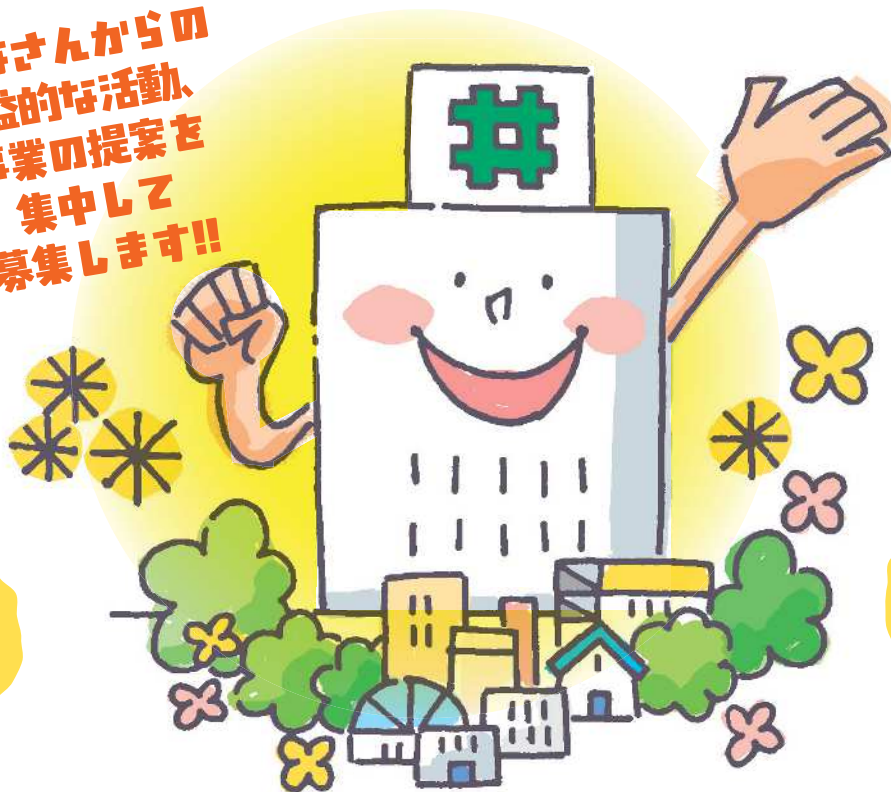
NPOが
主体的に
取り組んで
いる事業

多様なニーズ
に対応した
サービスが
必要な事業

こんな
提案を
大募集!

市民が
当事者として
主体的に活動
する事業

市民の人的
ネットワークを
活かした
イベントや
啓発事業



みんなの森
GIFU MEDIA COSMOS

【お問い合わせ・書類提出先】

みんなの森 ぎふメディアコスモス 市民活動交流センター

〒500-8076 岐阜市司町 40 番地 5 ☎058-264-0011 / FAX:058-227-7596

✉comm-act@city.gifu.gifu.jp URL : <https://g-mediacosmos.jp/center/>



協働とは

市民がお互いに、そして市民と行政が、それぞれの持つ特性を活かしながら、補完し合い、協力し合い、社会的課題の解決に当たること

1. 対等の原則

上下関係はありません

2. 自主性・自立性の原則

もたれ合う関係ではなく支え合う関係です

3. 相互理解・説明責任の原則

お互いの立場を理解し合って行動します

4. 話し合いの原則

一方的に押し付けしないで役割分担することも大切です

5. 情報共有の原則

お互いが情報を共有しお互いが持つ資源を活かします

6. 学び合いの原則

学び合い、次の新たな使命に挑みます

協働の原則 11

7. 自然体の原則

お互いの資源を持ち寄り、それをベースに活動を開始します

8. 目的共有の原則

何のために協働するのかお互いが確認します

9. 時限性の原則

目的達成期限を確認します

10. 公開の原則

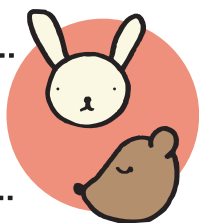
透明で開かれた活動を行います

11. 発議自由の原則

お互いが提案することができます

- ◆対象事業 NPOと市が協働することで、よりきめ細やかに、効率的・効果的に実施することが可能なあらゆる分野の事業
- ◆募集期間 令和8年7月1日(水)から7月31日(金)まで
※提案に基づいた呼びかけ・調整を行い、8月27日(木)に『一斉協議の場』を実施します
- ◆提出書類 協働事業提案書(市民活動交流センターのホームページからダウンロードできます)
<https://g-mediacosmos.jp/center/download.html>【添付書類:事業計画書、収支予算書】
- ◆提出方法 市民活動交流センターへ郵送・Eメール・Logoフォームまたは直接提出してください

あんなこと
できたら
いいな...



提案
してみよう...

NPO→岐阜市や他団体へ
協働事業の呼びかけ

事業提案



- 全体の流れ -

〈呼びかけの場〉

市民活動交流センター



事業提案



こんなこと
やってみませんか!
岐阜市→NPO等へ
協働事業の呼びかけ

・市民活動登録団体
への呼びかけ
・ホームページ等
による公募

市民活動交流センターから
NPOへ

・NPOからの
提案について
関係部局を調整
・複数の担当課での
調整など

市民活動交流センターから
岐阜市へ

令和8年8月27日(木) 一斉協議の場

協議事業の形態・実施時期の決定

募集に関する詳細は、応募要項をご覧ください。
市民活動交流センターのホームページからも入手できます。

ホームページ
QRコード



ロゴフォーム申請用
QRコード